

○桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

平成16年12月6日

告示第99号

改正 平成19年2月19日告示第39号

平成21年7月15日告示第143号

平成24年7月6日告示第123号

平成31年1月4日告示第2号

平成31年1月30日告示第25号

(目的)

第1条 この告示は、生ごみ処理機、コンポスト容器及び生ごみ発酵用密閉容器（以下「生ごみ処理機等」という。）を購入し、設置する者に対し、予算の範囲内において、生ごみ処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生ごみ処理機等の設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみの減量及び環境意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 電力を用いて発酵分解又は乾燥させることにより、生ごみの堆肥化、分解消滅化又は減量化を行う機械で、市長が認めたものをいう。
- (2) コンポスト容器 地中の微生物による発酵、分解を利用して、生ごみを堆肥化させる容器をいう。
- (3) 生ごみ発酵用密閉容器 EM菌などによる発酵、分解を利用して、生ごみを堆肥化させる容器をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 生ごみ処理機等を平成16年12月6日以降に購入する者

(補助金の対象)

第4条 補助金の対象となる生ごみ処理機等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 一世帯につき1台
- (2) コンポスト容器 一世帯につき2個
- (3) 生ごみ発酵用密閉容器 一世帯につき10個

2 補助金の交付決定の日から起算して5年を経過した生ごみ処理機等は、再度、補助対象とすることができる。

(補助金の額)

第4条の2 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 購入価格の2分の1の額（15,000円を限度とする。）
- (2) コンポスト容器 購入価格の2分の1の額（5,000円を限度とする。）
- (3) 生ごみ発酵用密閉容器 購入価格の2分の1の額（5,000円を限度とする。）

2 前項の購入価格には、消費税は含まないものとし、購入価格の2分の1の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、申請書が提出されたときは、交付の可否を決定し、桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(生ごみ処理機等の購入)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、交付決定日の翌日から起算して1月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに購入しなければならない。

- 2 決定者は、申請書に記載し、かつ、通知書に記載された生ごみ処理機等を購入しなければならない。
- 3 前2項の条件を満たさなかった場合は、当該補助の決定はその効力を失う。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により生ごみ処理機等を購入した決定者が、補助金を請求しようとするときは、桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

生ごみ処理機の場合

- (1) 通知書
- (2) 生ごみ処理機の領収書(購入世帯主氏名、購入年月日、購入金額及び機種が明記されたもの)
- (3) 生ごみ処理機の保証書の写し(販売店欄の記載のあるもの)

コンポスト容器又は生ごみ発酵用密閉容器の場合

- (1) 通知書
 - (2) コンポスト容器又は生ごみ発酵用密閉容器の領収書(購入世帯主氏名、購入年月日、購入金額が明記されたもの)
- 2 前項の請求は、生ごみ処理機等購入後直ちに行わなければならない。
 - 3 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査し、請求の内容が適正であると認めるときは、決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第9条 市長は、決定者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったとき。

(設置者の義務)

第10条 この告示に基づき補助金の交付を受け、生ごみ処理機等を設置した者は、その生ごみ処理機等を常に良好な状態に保持できるよう維持管理を行い、適正使用に努めなければならない。

- 2 設置者は、生ごみ処理機等により堆肥化又は分解消滅化された際に発生する肥料について、有効利用に心がけ、残渣等については、設置者が自ら適正に処理しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年12月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の桑名市廃棄物対策課関係補助金等交付要綱(平成13年桑名市告示第58号)、桑名市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱(平成10年桑名市告示第56号)、多度町生ごみ減量処理容器等設置助成金交付要綱(平成8年多度町告示第61号)又は長島町生ごみ減量処理機等購入補助金交付要綱(平成10年長島町要綱)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年2月19日告示第39号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月15日告示第143号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものは、なお従前の例による。

附 則（平成24年 7 月 6 日告示第123号）

この告示は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成31年 1 月 4 日告示第 2 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものは、なお従前の例による。

附 則（平成31年 1 月30日告示第25号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 桑名市長

申請者	住 所	〒
	フリガナ	
	世 帯 主	印
	電 話	

桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書

年度において生ごみ処理機等購入費補助金の交付を受けたいので、桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請区分

- 生ごみ処理機 購入台数 台
(メーカー 機種名 形式名)
- コンポスト容器 購入個数 個
- 生ごみ発酵用密閉容器 購入個数 個

2 添付書類(生ごみ処理機のみ)

カタログ又はそのコピー

同意書

桑名市生ごみ処理機等購入費補助金の交付申請に伴い、交付決定に必要な限りにおいて、市が市税等の納付状況について確認することに同意します。

住所
世帯主氏名

印

下記は記入しないでください

受付番号	申請	交付履歴	前回交付日	納付	交付決定
	可・否	有・無	()	可・否	可・否

住 所
氏 名 様

桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度桑名市生ごみ処理機等購入費補助金については、桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

桑名市長 印

記

◎結 果

交付する

1 補助金申請の区分及び金額

生ごみ処理機

購入金額(消費税抜き)の2分の1 ※上限は15,000円

コンポスト容器

購入金額(消費税抜き)の2分の1 ※上限は5,000円

生ごみ発酵用密閉容器

購入金額(消費税抜き)の2分の1 ※上限は5,000円

2 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

① 年 月 日までに生ごみ処理機等を購入し、その後ただちに補助金の請求を行うこと。

② 下記の申請機種を購入すること。(生ごみ処理機のみ)

メーカー名 機種名 形式名

交付しない

不交付となった理由：

この通知書は補助金の交付請求に必要です。請求時期まで大切に保管してください。

受付番号

--

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 桑名市長

請求者	住 所	〒
	フリガナ	
	世 帯 主	印
	電 話	

桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書

年 月 日付け桑名市指令 第 号で交付決定を受けた 年度桑名市生ごみ処理機等購入費補助金について、桑名市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

金 _____ 円

2 添付書類

生ごみ処理機の場合

- ① 交付決定通知書
- ② 領収書(購入世帯主氏名、購入年月日、購入金額及び機種名が明記されたもの)
- ③ 保証書(購入店名等が明記されたもの)の写し

コンポスト容器、生ごみ発酵用密閉容器の場合

- ① 交付決定通知書
- ② 領収書(購入世帯主氏名、購入年月日が明記されたもの)

3 振込先口座

金融機関	銀行・信用金庫・農協・組合
支店名	店
預金種別	当座・普通 口座番号
フリガナ	
口座名義人	

受付番号

--

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)